

○大分市大野川防災センター条例

平成11年3月24日

条例第8号

(設置)

第1条 災害時における水防活動、緊急復旧活動等を円滑に実施し、及び防災意識の高揚、防災技術の向上その他地域防災体制の確立を図るため、大分市大野川防災センター（以下「防災センター」という。）を大分市大字丸亀419番2地先に設置する。

(使用の許可)

第2条 防災センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第3条 防災センターの使用料は、徴収しない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第4条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第5条 使用者は、その使用に際して特別の設備をし、又は備付け以外の器具

を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災センターの使用を許可しない。

- (1) 使用の目的が防災センターの設置の趣旨に適合しないと認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 建物、設備又は器具等をき損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止させることができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。

- (1) 災害その他の緊急を要する事由が発生したため、市において防災センターを使用する必要が生じたとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。

(4) 使用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復)

第8条 使用者は、防災センターの使用を終え、又はその使用の停止を命じられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、建物、設備又は器具等をき損し、又は滅失したときは、市長が認定する額を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年規則第41号により平成11年6月3日から施行)